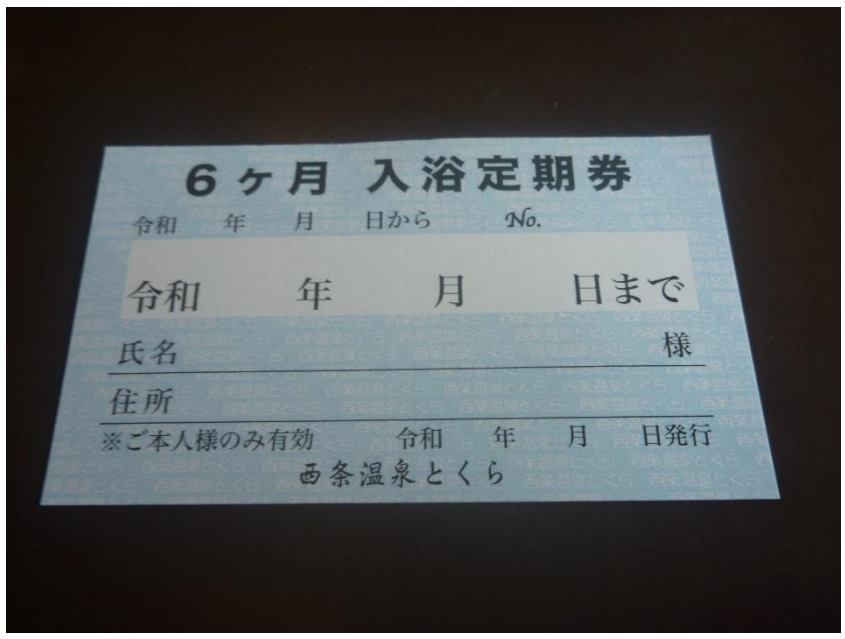
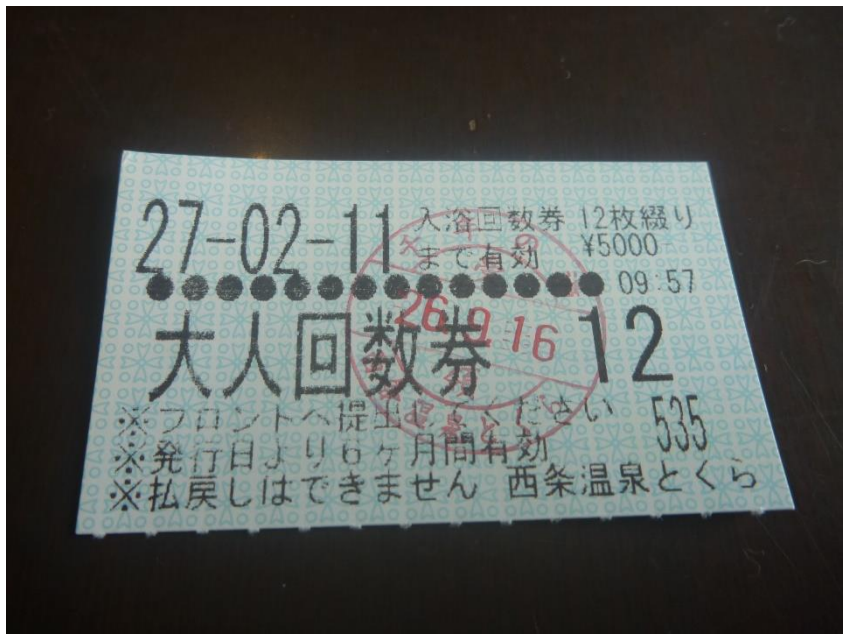
『西条温泉とくら』　指定管理への移行検討に伴う
入浴定期券・回数券　販売休止のお知らせ





1　休止期間

令和９年４月１日から、とくらを指定管理とする（民間企業の運営へ変更）予定であることに伴い、入浴定期券・回数券の販売を次のとおり休止します。

券種	休止始期	休止終期
回数券全般	令和８年　９月 30 日～	令和９年３月 31 日まで
定期券（６か月）	令和８年　９月 18 日～	
定期券（３か月）	令和８年 12 月　２日～	
定期券（１か月）	令和９年　２月 21 日～	

※令和９年４月１日以降の販売は、指定管理者の運営方針によります。

2　休止が必要な理由

定期券や回数券は、販売時点でとくらの売上となり、使用時点では売上が計上されないため、村直営時（令和９年３月まで予定）に販売した券が、指定管理者運営時（令和９年４月以降予定）に使用された場合、営業売上に不均衡が生じるためです。

3　その他

上記以外で、すでに令和９年４月以降まで有効の金券（無期限の無料入浴券等）をお持ちの場合は、４月以降もとくらで提示し、ご利用ください。

誠に恐れ入りますが、ご理解ご協力のほど
よろしくお願いいたします。

（お問合せ）筑北村企画財政課むらづくり推進室 0263-66-2111 まで